

令和3年6月1日

保護者 様

野田市教育委員会
教育長 染谷 篤

「まん延防止等重点措置」延長に伴う今後の学校生活について

日頃より、本市教育行政及び学校経営へのご理解ご協力に感謝いたします。

6月1日に「まん延防止等重点措置」が6月20日まで延長となり、依然として東葛飾地区を含む首都圏では警戒せざるを得ない状況が続いています。

つきましては、今後の教育活動について、園児児童生徒の健康と安全を考え、文部科学省等からの通知やガイドラインに従って、引き続き感染防止対策を徹底しながら、下記の通り対応して参りますのでご協力をお願いいたします。下線部分が前回通知（4月28日）した内容に新しく加えたり、変更したりしたものとなります。

学校外や休みの日であっても、学校生活で身につけた感染予防行動を園児児童生徒の判断で実践できるように、ご家庭においてもご協力を願います。

記

1 園・学校での生活について

- 家庭での検温や健康観察を確実にを行い、毎朝、健康カードを提出します。
- 校内で身体的距離が十分にとれない時はマスクを着用します。気温や暑さ指数が高い時、体育の時間、登下校時、園児児童生徒が暑さで息苦しいと感じた時等はマスクを外します。
- 屋外から教室に入る時や給食の前には、石鹸で手を洗います。
- 給食時は、向かい合わずに会話を控えて食べます。
- 学習においては、感染リスクの高い活動は控えて、工夫しながら授業を進めます。
- 水泳学習は、「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」時は実施を控えます。

2 修学旅行・林間学校等、宿泊を伴う行事及び校外学習（市外）について

- 目的地が「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の発令対象地の場合は中止・延期とします。
- 野田市が「まん延防止等重点措置」の発令期間中の場合は、野田市の感染状況により教育委員会と協議の上実施の判断をします。ただし、「緊急事態宣言」の場合は中止・延期とします。

3 園児児童生徒の出席について

- 園児児童生徒本人に発熱や風邪症状のある場合は「出席停止」となり登校できません。かかりつけ医等に受診後、自宅で休養してください。
- 子どもが感染する場合は多くは家庭内感染です。当面の間、同居するご家族に発熱や

風邪症状がある場合は、万一のことを想定し、本人が健康の場合でも登校を控えるようにしてください。欠席となる場合は「出席停止」扱いとします。

- 同居の家族が濃厚接触者に指定されたり、発熱によるPCR検査を受けたりする場合は「陰性」が判明するまで、万一のことを想定し、本人が健康の場合でも登校を控えるようにしてください。欠席する場合は「出席停止」扱いとしますので、必ず園・学校に連絡願います。

4 学校外の生活について

- 学校外のスポーツ活動や習い事等においても、上記1の学校と同じ基準で参加し、マスク着用や食事（弁当を食べながら向かい合って大声で話さない）等、学校と同じ生活様式を心がけるようにお願いします。
- 通勤圏や野田市の感染拡大状況を鑑み、休日の不要不急の外出や友人宅への泊り等を控えるようご協力をお願いします。